

1. 主な改正事項（簡易版）

令和2・3年度改正

事前調査方法と記録の義務化、届出の対象拡大、
作業の安全化に伴う規制強化等

令和4年度改正

石綿事前調査結果報告システムによる届出制度新設
※GビズIDを取得して利用できるシステム

令和5年度改正

事前調査・分析調査を行う者の要件新設

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月		4月		4月	10月
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）						令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発			令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和3年4月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

改正石綿規則・安衛則の公布

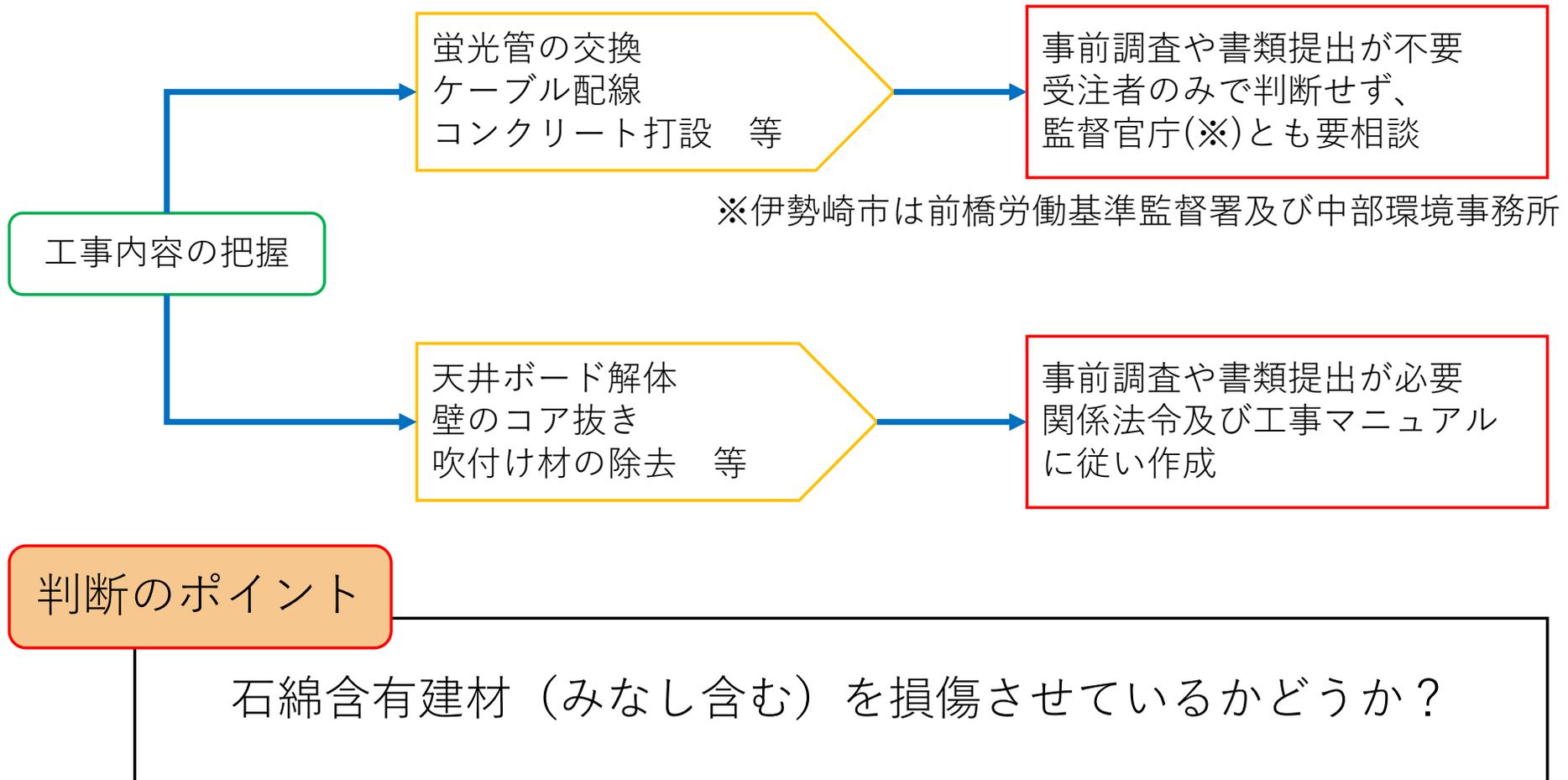
引用元：厚生労働省安全衛生部化学物質対策課「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案の概要について」

2. 作成書類

石綿関連工事必要書類一覧表

	書類	レベル			提出先及び期限	法令根拠
		1	2	3		
着工前	解体等工事に係る事前調査説明書面 No.13-1 No.13-2参照	○	○	○	受注者⇒発注者 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の15第1項 同法施行規則第16条の6
	工事計画届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始14日前	安衛法第88条第3項 労働安全衛生規則第90条第5号の2～3
	特定粉じん排出等作業実施届出書	○	▲	△	発注者⇒県知事 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の17第1項
	建築物解体等作業届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始前	石綿障害予防規則第5条 ※法88条第3項の届出を行う場合は適用しない
工事中	事前調査結果の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	石綿障害予防規則第3条第6項 大気汚染防止法第18条の15第5項
	特定粉じん排出等作業内容の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	大気汚染防止法施行規則第16条の4
完成後	特定粉じん排出等作業完了報告書 No.13-3参照	○	○	○	受注者⇒発注者 遅滞なく報告	大気汚染防止法第18条の23第1項 同法施行規則第16条の16

3. 対象工事



4. 着工前（事前調査）

石綿関連工事必要書類一覧表

	書類	レベル			提出先及び期限	法令根拠
		1	2	3		
着工前	解体等工事に係る事前調査説明書面 No.13-1 No.13-2参照	○	○	○	受注者⇒発注者 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の15第1項 同法施行規則第16条の6
	工事計画届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始14日前	安衛法第88条第3項 労働安全衛生規則第90条第5号の2～3
	特定粉じん排出等作業実施届出書	○	▲	△	発注者⇒県知事 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の17第1項
	建築物解体等作業届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始前	石綿障害予防規則第5条 ※法88条第3項の届出を行う場合は適用しない
工事中	事前調査結果の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	石綿障害予防規則第3条第6項 大気汚染防止法第18条の15第5項
	特定粉じん排出等作業内容の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	大気汚染防止法施行規則第16条の4
完成後	特定粉じん排出等作業完了報告書 No.13-3参照	○	○	○	受注者⇒発注者 遅滞なく報告	大気汚染防止法第18条の23第1項 同法施行規則第16条の16

4. 着工前（事前調査）

令和5年
10月1日より

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う

※詳細は配布した資料を確認してください

書面調査

- ・ ・ ・ 設計図書、竣工図、発注者から提供された分析結果報告書等

目視調査

- ・ ・ ・ 天井材仕様（認定番号確認）、壁面塗装状況、保温材の使用状況等を現場で確認

分析調査

- ・ ・ ・ 書面と目視により可能性がある建材を分析
可能性があるまま分析しない建材を扱う場合は、全て石綿含有建材扱い

4. 着工前（事前調査）

事前調査結果報告システム

工事監理マニュアルNo.13-1を参照



システムを利用して作成することが可能
(報告システムの利用者マニュアルを確認)

解体工事に係る事前調査説明書面

工事監理マニュアルNo.13-2を参照

事前調査説明書面は、作成したら発注者へ提出及び説明を行うこと



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント

「石綿総合情報ポータルサイト」で検索

石綿総合情報ポータルサイト



サイト内検索

Google 提供



事前調査を行う者の要件

令和5年10月1日着工の工事から事前調査は厚生労働大臣が定める講習を修了したものが行います。

▶ 建築物石綿含有建材調査者

- ① 建築物等:
建築物石綿含有建材調査者講習の修了者又は、日本アスベスト調査診断協会の登録者が行います。
- ② 船舶:
船舶石綿含有資材調査者講習の修了者が行います。

システムの使い方や提出書面の出力方法は、こちらからダウンロードできるマニュアルを参照



石綿事前調査結果報告システム

令和4年4月1日から「石綿事前調査結果報告システム」による報告が義務化されています。

▶ 事前調査結果の報告は ▶ [こちらから](#)

▶ 報告システムの「利用者マニュアル(基本操作編、詳細機能編)」報告システムFAQ集、一括申請様式、などは、

▶ [こちらから](#)

【報告対象となる工事】

※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事 (※令和4年(2022年)1月13日厚生労働省令第3号により追加)

引用元：厚生労働省「石綿総合情報ポータルサイト」

5. 着工前（届出関係）

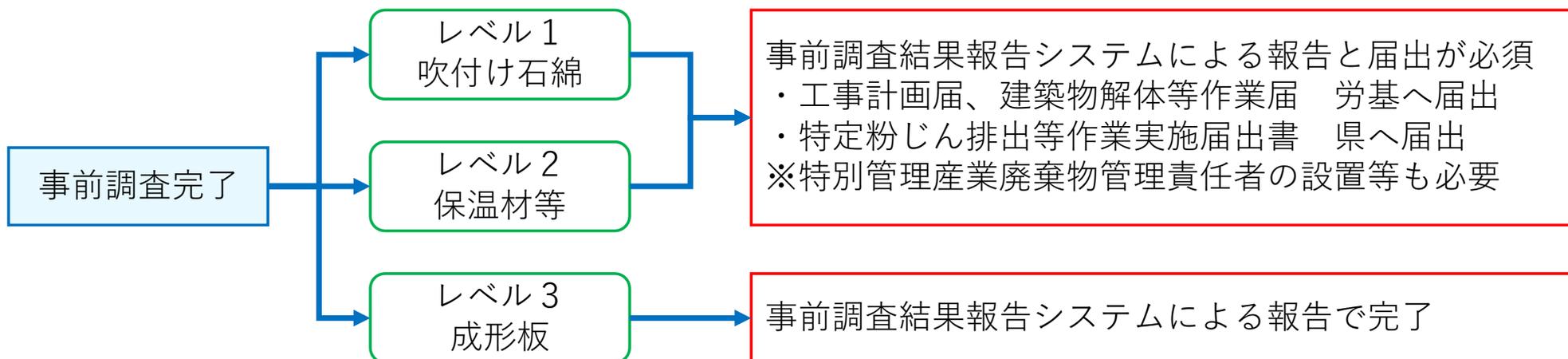
石綿関連工事必要書類一覧表

	書類	レベル			提出先及び期限	法令根拠
		1	2	3		
着工前	解体等工事に係る事前調査説明書面 No.13-1 No.13-2参照	○	○	○	受注者⇒発注者 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の15第1項 同法施行規則第16条の6
	工事計画届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始14日前	安衛法第88条第3項 労働安全衛生規則第90条第5号の2～3
	特定粉じん排出等作業実施届出書	○	▲	△	発注者⇒県知事 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の17第1項
	建築物解体等作業届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始前	石綿障害予防規則第5条 ※法88条第3項の届出を行う場合は適用しない
工事中	事前調査結果の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	石綿障害予防規則第3条第6項 大気汚染防止法第18条の15第5項
	特定粉じん排出等作業内容の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	大気汚染防止法施行規則第16条の4
完成後	特定粉じん排出等作業完了報告書 No.13-3参照	○	○	○	受注者⇒発注者 遅滞なく報告	大気汚染防止法第18条の23第1項 同法施行規則第16条の16

5. 着工前（届出関係）

届出書類の判断

建材に含まれる石綿の飛散性の度合いで決まる



建設工事計画届
土石採取

事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号	
		電話()	
仕事の範囲		採取する 土石の種類	
発注者名		工事請負 金額	
仕事の開始予定 年 月 日		仕事の終了 予定年月日	
計画の概要			
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要	
主たる事務所の 所在地		電話()	
使用予定 労働者数	関係請負人 の予定数	関係請負人の使 用する労働者の 予定数の合計	

年 月 日

事業者 職 氏名

㊟

厚生労働大臣
労働基準監督署長

備考

- 1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字をまっ黒すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。
建設業 水力発電所等建設工事 ずい道建設工事 橋り脚建設工事 鉄道林道建設工事 橋りょう建設工事
道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事 その他の土木工事 鉄骨鉄筋コン
クリート高層建築工事 鉄骨高層建築工事 建築設備工事 その他の建築工事 電気工事
機械器具設置工事 その他設備工事
- 3 「土石採取業」 採石業 砂利採取業 その他の土石採取業
- 4 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第91条各号の区分により記入すること。
- 5 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。
- 6 「計画の概要」の欄は、届け出る仕事の主な内容について、簡潔に記入すること。
- 7 「使用予定労働者」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 8 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 9 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する学歴、職位、勤続年数等を記入すること。
9 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

建築物解体等作業届

事業場の名称	作業場の所在地	
仕事の範囲		
解体する 部材の種類		
発注者名	工事請負 金額	円
仕事の開始 予定年月日	年 月 日	仕事の終了 予定年月日 年 月 日
主たる事務所 の所在地	電話	
使用予定 労働者数	人	関係請負人 の予定数
	人	関係請負人の 使用する労働者 の予定数の合計
作業主任者 の氏名		
石綿ばく露 防止のための 措置の概要		

年 月 日

事業者 職 氏名

㊟

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 2 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 3 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄は、工事に当たって行う石綿のばく露防止対策を講ずる
措置の内容について、簡潔に記入すること。
- 4 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

様式第3の5
特定粉じん排出等作業実施届出書
 提出日を記載してください。
 令和△□年△月○□日

群馬県知事 あて

住所 〒371-8570
 群馬県前橋市大手町
 群馬県庁工業 株式会社
 代表取締役社長 群馬 太郎
 027-000-0000

届出者は工事の発注者です。ただし届出者の代理者が届出を行うことは差し支えありません。

令和2年12月28日から押印及び押印に代わって行うことが可能とされていた署名は不要となりました。

届出者 名称 群馬県庁工業 株式会社
 代表取締役社長 群馬 太郎
 027-000-0000

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第9項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(所在地) 渋川市栗川○○○ (特定工事の名称) □□ビル解体工事
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	群馬県前橋市××町 4-5-6 ●●建設株式会社 代表取締役 ○○ 太郎
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 1(件)
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和○年○月○日 至 令和○年○月○日 除去等に係る一連の作業の開始日であり工事そのものの開始日ではないことに注意してください。(足場設置～資材搬出まで。)
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。
特定建築材料の使用面積	20.0 m ²
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他)延べ面積2,100m ² (3階建) その他工作物
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	●●建設株式会社 群馬県前橋市××町 □□-□□ 現場責任者 △△ 一郎 電話番号 000-0000-0000

項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○●核研(株) 群馬県前橋市□□町 ○-○-○ 現場責任者 ×× 二郎 電話番号 000-0000-0000
---	--	--

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同様に所定の事項を記載した場合は、同様をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
 3 捺印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

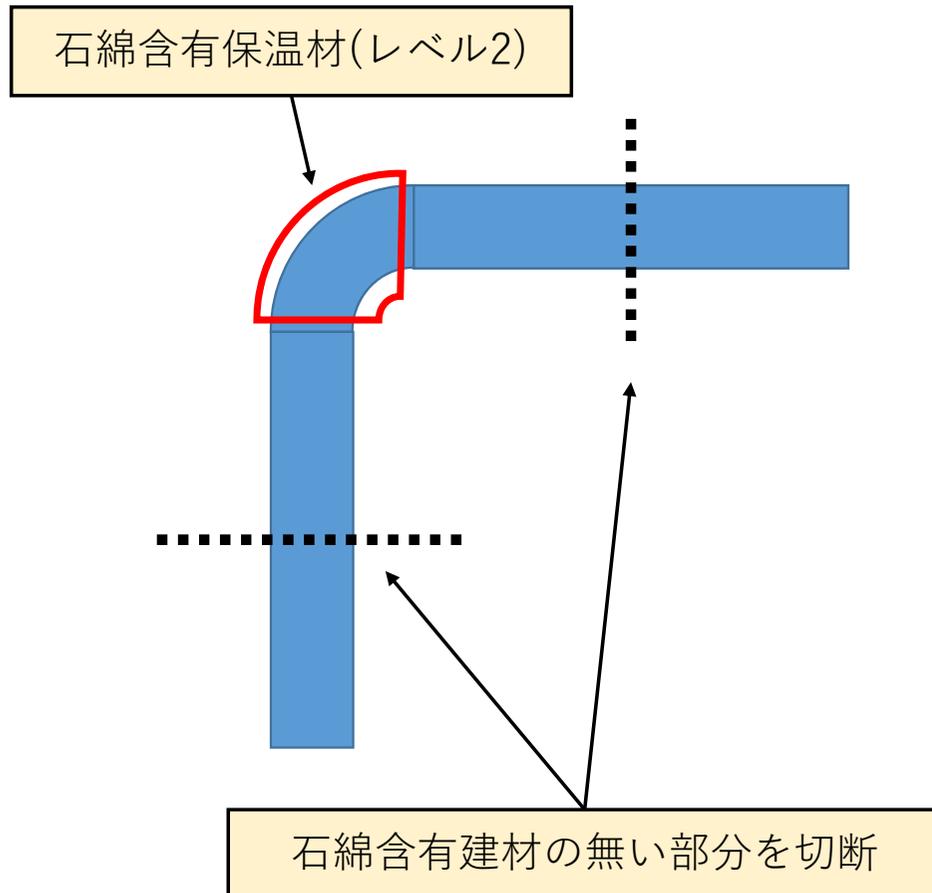
別紙
 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	—
集じん・排気装置	種類・型式・設置数 ○○社製 AZ-1000 1台 排気能力 (m ³ /min) 50m ³ /min 換気回数=50(m ³ /min)×0.8×1(台)×60(min)/500(m ³)=4.8 (1時間当たり換気回数4.8回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率(%)	××工業製 HEPA フィルター 集じん効率 0.3 μm 粒子 99.97%以上
使用する資材及びその種類	養生シート 0.1×1800mm 壁用 0.15×1800mm 床用 養生テープ 50 mm 幅 塵石綿等専用廃棄袋 860×1200mm 飛散抑制剤 D 社製 E-100 飛散防止剤 D 社製 G-200
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	備考3を参照

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 2 使用する資材及びその種類については、揮発剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び標示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m³)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

引用元：群馬県ホームページ 環境森林部環境保全課様式集

補足：県への届出を省略できた作業事例



石綿含有保温材を一切損傷させずに袋詰め
特別管理産業廃棄物として処分

重要事項

本スライドの事例は、監督官庁へ
確認の上実施しております。
現場毎に周囲環境や作業状況等が
異なりますので、省略の是非は必
ず監督官庁へ確認してください。

6. 工事中

石綿関連工事必要書類一覧表

	書類	レベル			提出先及び期限	法令根拠
		1	2	3		
着工前	解体等工事に係る事前調査説明書面 No.13-1 No.13-2参照	○	○	○	受注者⇒発注者 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の15第1項 同法施行規則第16条の6
	工事計画届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始14日前	安衛法第88条第3項 労働安全衛生規則第90条第5号の2～3
	特定粉じん排出等作業実施届出書	○	▲	△	発注者⇒県知事 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の17第1項
	建築物解体等作業届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始前	石綿障害予防規則第5条 ※法88条第3項の届出を行う場合は適用しない
工事中	事前調査結果の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	石綿障害予防規則第3条第6項 大気汚染防止法第18条の15第5項
	特定粉じん排出等作業内容の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	大気汚染防止法施行規則第16条の4
完成後	特定粉じん排出等作業完了報告書 No.13-3参照	○	○	○	受注者⇒発注者 遅滞なく報告	大気汚染防止法第18条の23第1項 同法施行規則第16条の16

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例

※提示サイズは（横420mm 以上、縦297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^注を行っております。
 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2項の規定による事前調査結果の報告は令和4年4月1日から施行されます。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所		調査終了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		元請業者又は自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇〇〇開発(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
看板表示日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		解体等工事期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		住所 群馬県〇〇市〇-〇	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日		元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】 建築物全体(1階～3階)		調査方法の概要(調査箇所)		住所 群馬県△△市-□	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床：ビニル床シート⑤、壁：けい酸カルシウム板第1種：④ 天井：岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤		現場責任者氏名 連絡場所 TEL 〇〇 〇〇 027-〇〇〇-〇〇〇〇	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。 使用する資材及びその種類 ・湿潤用薬液：〇〇〇〇 ・剥離剤：〇〇〇〇 ・養生用シート(厚さ：〇mm) ・接着テープ 等		〇〇 〇〇を石綿作業主任者に選任しています。	
備考：その他の条例等の届出年月日		石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 除去 その他		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株) 氏名〇〇 〇〇登録番号〇〇〇〇 住所：群馬県〇〇市〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇	
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下を判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明⑤材料の製造年月日		その他事項	

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合(令和4年4月1日施行)

引用元：群馬県ホームページ 環境森林部環境保全課アスベスト飛散防止対策関係

補足：作業中看板の例



作業中は工事範囲を明確にし、
作業者以外に周知（看板等を活用）

7. 完成後

石綿関連工事必要書類一覧表

	書類	レベル			提出先及び期限	法令根拠
		1	2	3		
着工前	解体等工事に係る事前調査説明書面 No.13-1 No.13-2参照	○	○	○	受注者⇒発注者 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の15第1項 同法施行規則第16条の6
	工事計画届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始14日前	安衛法第88条第3項 労働安全衛生規則第90条第5号の2～3
	特定粉じん排出等作業実施届出書	○	▲	△	発注者⇒県知事 作業開始14日前	大気汚染防止法第18条の17第1項
	建築物解体等作業届	○	○	△	受注者⇒労基 作業開始前	石綿障害予防規則第5条 ※法88条第3項の届出を行う場合は適用しない
工事中	事前調査結果の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	石綿障害予防規則第3条第6項 大気汚染防止法第18条の15第5項
	特定粉じん排出等作業内容の掲示	○	○	○	現場掲示 作業開始前	大気汚染防止法施行規則第16条の4
完成後	特定粉じん排出等作業完了報告書 No.13-3参照	○	○	○	受注者⇒発注者 遅滞なく報告	大気汚染防止法第18条の23第1項 同法施行規則第16条の16

7. 完成後

特定粉じん排出等作業完了報告書

工事監理マニュアルNo.13-3を参照

令和5年
10月1日より

石綿含有建材の取り残しが無いことを資格者が確認

- ・ 石綿作業主任者技能講習修了者
- ・ 建築物石綿含有建材調査者（事前調査者）

報告のポイント

計画と異なる作業をした場合は、その作業内容を反映すること

8. 石綿の処分

飛散防止の徹底、他廃棄物との混合厳禁は全ての石綿において共通

廃石綿

・・・吹付け石綿、保温材、被覆耐火材、断熱材等

特別管理産業廃棄物に該当し、特別管理産業廃棄物管理責任者が適切に
処理業務が行われていることを監督しなければならない
特別管理産業廃棄物として管理型、遮断型処分場にて最終処分

石綿含有廃棄物

・・・石膏ボード、壁面塗材、パッキン・ガスケット等

石綿含有産業廃棄物の収集運搬許可がある業者が運搬
許可を得た安定型、管理型処分場にて最終処分可能